


所管部課	総務部 文書課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市公告式条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>令和2年度に実施した業務分析において、南街市民センターの掲示板への公布等の業務については、縮小が望ましいとのコンサルタント業者の所見が出された。</p> <p>南街市民センターの掲示板の閲覧者が極めて少ない。また、掲示処理を市内交換業務時に実施しているが、令和5年度以降に市内交換業務を廃止する予定である。</p> <p>以上のことから、当該掲示板への掲示を廃止するため条例を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第2条第2項中「別表」を「東大和市役所前」に改め、別表を削る。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 本改正により、事務事業の効率化を図るとともに、引き続き、条例の公布等を適切に運用できる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年1月 ・ 廃止及び縮小する事務事業の決定。 ・ 文書課において審査済み。</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和4年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。